

議案第124号

大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

(大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>[(1)～(11) 略]</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>[(1)～(11) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、本市の職員（<u>法第22条に規定する</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、本市の職員（<u>法第22条に規定する</u></p>

条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。